

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成17年4月26日

京都市消防局長 森 澤 正 一

別表第1備考以外の部分中「消防隊員,」を「本部指揮救助隊員, 消防隊員,」に,

消 防 服 装	(1) 消防隊員として勤務するとき。 (2) 所属長が業務の性質上必要と認めたとき。	を
本 部 指 揮 救 助 服 装	本部指揮救助隊員として勤務するとき。	に,
消 防 服 装	(1) 消防隊員として勤務するとき。 (2) 所属長が業務の性質上必要と認めたとき。	
消 防 隊 服 装	消防隊員又は救助活動を兼務する消防隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。	を
本 部 指 揮 救 助 隊 服 装	本部指揮救助隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。	に改め,
消 防 隊 服 装	消防隊員又は救助活動を兼務する消防隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。	

同表備考2を削り, 同備考1を同備考とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

制服及び活動服

区分 品目		制 服				活 動 服			
		正 装		常 装		本部指揮救助服装	消 防 服 装	救 助 服 装	救 急 服 装
		春・秋・冬期	夏 期	春・秋・冬期	夏 期				
帽	合 冬 帽	○		○					
	夏 帽		○		○				
	救 助 帽					△		△	
	救 急 帽								△
	保 安 帽			△	△	△	△	△	△
	本部指揮救助活動帽					○			
	活 動 帽			▲	▲	▲	○	▲	▲
	救 助 活 動 帽					▲		○	
	救 急 活 動 帽								○
	衣 服 等	合 冬 服	○		○				
夏 服		長 そ で 服		○		○			
		半 そ で 服							
本部指揮救助活動服						○			
活 動 服							○		
救 助 活 動 服						▲		○	
救 急 活 動 服									○
襟 章		○		○					
消 防 局 章		○		○					
階 級 章		○	○	○	○	○	○	○	○
消防長章 (局長のみ)		○	○						
ネ ク タ イ		○		○					
ワイシャツ又はブラウス	○		○						

防寒衣	コート型			●		●	●	●	●
	ジャンパー型					●	●	●	●
雨	衣			●	●	●	●	●	●
靴	短靴	○	○	○	○	△	○	△	△
	活動靴				△	○		○	△
	ゴム長靴			△	△	△	△	△	△
	救急靴								○
付属品	帽			●	●				
	腕章			●	●	●	●	●	●
手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●
	かばん（女性のみ）	○	○	●	●				

備考1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、業務の内容により○印に替えて着用できる品目を、●印は、業務の内容、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を、▲印は、局長が別に定める場合に限り着用することができる品目を示す。

2 衣服（防寒衣（ジャンパー型）を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 本部指揮救助活動服、活動服、救助活動服及び救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。

別表第3（第4条関係）

災害現場服

品 目		本部指揮救助隊服装		消防隊服装		救助隊服装		救急隊服装
		A	B	A	B	A	B	
帽	防 火 帽	○	△	○	△	○	△	
	救 助 帽		○				○	
	救 急 帽							○
	保 安 帽				○			
衣 服	防 火 衣	○	●	○	●	○	●	
	救 急 衣							○
	活 動 服			○	○			
	本 部 指 揮 救 助 活 動 服	○	○					
	救 助 活 動 服	▲	▲			○	○	
	救 急 活 動 服							○
	階 級 章	○	○	○	○	○	○	○
	防 寒 衣 (ジ ャ ン パ ー 型)		●		●		●	●
等	雨 衣		●		●		●	●
	防 火 靴	○	△	○	△	○	△	
靴	活 動 靴		○		○		○	△
	ゴ ム 長 靴				△			△
	救 急 靴							○
作 業 手 袋		○	○	○	○	○	○	●

備考1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、災害の種別により○印に替えて着用できる品目を、●印は、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を、▲印は、局長が別に定める場合に限り着用することができる品目を示す。

2 消防隊には、指揮隊及び特別装備隊を含むものとする。

- 3 Aとは、火災防御活動（林野火災防御活動を除く。）に従事する場合の服装をいう。
- 4 Bとは、林野火災防御活動又は火災以外の災害現場活動に従事する場合の服装をいう。
- 5 衣服（救急衣及び防寒衣（ジャンパー型）を除く。）には、バンドを含むものとする。
- 6 本部指揮救助活動服、活動服、救助活動服及び救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。
- 7 消防隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については保安帽及び活動靴又はゴム長靴を着用することができる。
- 8 本部指揮救助隊服装及び救助隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については救助帽及び活動靴を着用することができる。

#### 附 則

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(消防局総務部人事課)